

使用料・手数料が改定されます

手数料、使用料の改定は、当別町使用料・手数料等検討委員会において適正な料金設定になるように定期的に維持管理費等を調査し、他市町村との均衡を考慮しながら決定しています。皆様のご理解をお願いします。

■総合体育館使用料

改定日 7月1日

総合体育館を使用する際のアリーナ・弓道場・トレーニングルーム・格技場の専用使用料と、アリーナの一部を専用使用する場合の面積区分と算出方法が一部改定となります。なお、町民の方の個人使用料は改定ありません。



①アリーナ全面（アマチュアスポーツに使用する場合）

	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時30分	9時～ 21時30分
入場料を徴収しない場合				
高校生まで	700円	1,000円	2,100円	16,550円
大学生・一般	1,400円	1,600円	2,800円	24,800円
入場料を徴収する場合	2,800円	4,000円	7,000円	59,900円

②弓道場・トレーニングルーム・格技場

	9時～ 12時	12時～ 17時	17時～ 21時30分	9時～ 21時30分
高校生まで	300円	500円	700円	6,550円
大学生・一般	500円	600円	1,000円	9,000円

町民以外の方の個人使用料、半数以上が町民以外で構成される団体やサークルの専用使用料は、それぞれ10割増（倍額）となります。

▼問合せ 社会教育課スポーツ振興係（総合体育館内・☎22-3833）

アリーナの一部の専用使用料

総合体育館、西当別コミュニティセンターのアリーナを専用使用する場合の使用面積区分と使用料の算出方法を細分化しました。

◆総合体育館

使用面積	使用料
総面積の1/2	全面使用料の1/2
総面積の1/3	全面使用料の1/3
総面積の1/6	全面使用料の1/6

◆西当別コミュニティセンター

使用面積	使用料
総面積の1/2	全面使用料の1/2
総面積の1/4	全面使用料の1/4

■西当別コミュニティセンター ■白樺コミュニティセンター使用料

改定日 7月1日

町民以外の方の個人使用料、半数以上が町民以外で構成される団体の専用使用料は、それぞれ10割増（倍額）となります。

※町民の方が使用する場合の個人使用料・専用使用料は改定ありません。

▼問合せ 社会教育課社会教育係（白樺コミセン内・☎23-2511）

■当別小学校水泳プール使用料 6月8日(火) オープン

今年度から高校生以上の方の個人利用と団体による専用使用について、利用者負担の原則から新たに使用料を設定しました。

①個人使用料（中学生以下は無料）

区分	1回	回数券(12回)
高校生	200円	2,000円
大学生、一般	300円	3,000円

②専用使用料（1コース：25メートル）

区分	1時間
高校生	400円
大学生、一般	600円

※未就学児の利用には、保護者の同伴が必要です。なお、同伴の保護者は無料となります。

▼担当・問合せ 社会教育課スポーツ振興係（総合体育館内・☎22-3833）



■各種手数料

	手数料等名称	新料金	施行日
①	都市計画図売り払い	1,500円	4月1日
	都市計画現況図売り払い	550円	
	都市計画に関する証明	350円	7月1日
②	建築基準法に関する証明	450円	
③	農用地に関する証明	350円	
	農用地利用集積計画に関する証明	350円	
④	農業委員会が発行するその他の証明	350円	

▼担当

- ①美しいまちづくり課 (23 - 3073)
- ②建設課建築係 (☎ 23 - 3147)
- ③農林課農務係 (☎ 23 - 3091)
- ④農業委員会 (☎ 23 - 3279)

NEW

愛称は『FIKA (フィーカ)』石狩太美駅舎内に4月3日オープン!
新しい当別観光情報プラザです

FIKAはスウェーデン語でティータイムや休憩という意味の言葉です。
このプラザは、観光案内や町の特産品販売のほか、
列車待ちや休憩の場所、ちょっと仲間同士でおしゃべりができる場です。
多くの方がFIKAに立ち寄ってくださることをお待ちしております。



▼詳細 事務局 (商工課内・☎ 23 - 3129)
FIKA (プラザ内・☎ 27 - 5388)



【観光案内】

当別には何があるの？観光できる
ところは？どこに行ったら聞くこと
ができるの？ など、
そんな疑問にお答えします。

【特産品】

当別オリジナルの商品、農産加工品、
姉妹都市の特産品は？

ここに来て納得！

【FIKA の時間】

どこで待ち合わせする？ちよっ
とおしゃべりしたいね。列車まで
時間があるね！

FIKA

ちよっと一息 コーヒータイム！

町税がコンビニで納付できます

平成 22 年度課税分の町税の納付が、これまでの金融機関や役場窓口での納付に加えて、コンビニでも納付できるようになります。これからは、下記の取り扱いコンビニで、全国から納付することができますので、ご利用ください。

また、全国の郵便局、ゆうちょ銀行 ATM でも納付できるようになりましたので、ご利用ください。

◆納付できる町税の種類

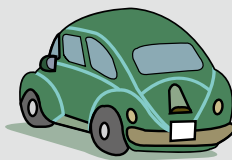
町道民税



固定資産税



軽自動車税



国民健康保険税



◆納付書の様式が変更されます

昨年度までのブック式（綴り式）から納期別に 1 枚ずつの単票式に変わります。納付の際には、納付書に記載されている期別と納期限を確認のうえ、納期限内に納付してください。

◆取扱コンビニ一覧（主なもの）

サンクス・スーパー北海道・セイコーマート・セブンイレブン・タイエー・ハセガワストア・ファミリーマート・MMK 設置店・ローソンなど

◆ご注意

- ①納付書 1 枚の金額が 30 万円を超える場合は、バーコードが印刷されず、コンビニでは納付できません。取扱金融機関・郵便局・役場の出納窓口で納付してください。
- ②レシートと受領証は支払い済みの証となりますので、大切に保管してください。
- ③軽自動車税の場合には、受領証のほかに軽自動車税納税証明書（車検用）もありますので、領収印を確認のうえ、忘れずにお受け取りください。

▼担当・問合せ 納税課納税係（☎ 23 - 2341）

納付書の見本

納付後、この受領証を受け取ってください



バーコードがあることを確認してください。

領収印が押印されます。

困ったときの納税 Q & A

Q 軽自動車の車検を受けたいのですが納税証明書を紛失してしまいました。再発行はできますか？

A 印鑑と身分を確認できるもの（免許証等）をご持参のうえ、役場納税課にて、軽自動車税納税証明書（継続検査用）の交付申請を行ってください。なお、軽自動車税納税証明書の交付手数料は無料です。

◆夜間納税相談窓口 4月8日（木）22日（木）19時30分まで

◆問合せ 納税課納税係（☎ 23 - 2341）